



DISCLOSURE 2026

ミカタ少額短期保険株式会社の現状

企業理念

誰もが平等公平に司法サービスなどの
法的支援を受けられる社会の実現に寄与します。

新しい形の安心サービスを提供することで、
善良な国民の泣き寝入りを防止します。

はじめに

平素より、ミカタ少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針、事業概況、財務状況などについて皆様にご理解いただくために、

「2026 ミカタ少額短期保険株式会社の現状」を作成しました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てば幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

* 本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

会社の概要

社 名	ミカタ少額短期保険株式会社
本店所在地	東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル6階
資 本 金	4億3,055万8,271円(資本準備金 3億8,921万8,271円を含む)
従 業 員 数	38名
U R L	https://mikata-ins.co.jp/

(2026年6月30日現在)

ご挨拶

平素より、当社の事業活動に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2013年5月に日本初の単独型弁護士保険ミカタの販売を開始してから着実に業容を拡大し、保有契約数も3万3千件を突破いたしました。

私たちが開発した「弁護士保険ミカタ」は、法的トラブルの解決を弁護士等へ相談・委任した際に発生する法律相談料や弁護士費用などの支出に伴う経済的負担を軽減する保険です。また、離婚や相続、近隣問題、職場でのトラブルなど、日常生活の中で誰もが遭遇する可能性がある幅広い分野の法的トラブルを補償の対象とする、生活に密着した保険でもあります。

一方で、「事業者のミカタ」は、中小企業の方々が、事業活動の中で法的トラブルに遭遇した際、弁護士へ相談あるいは委任した際に発生する弁護士費用に対応した弁護士保険であり、万が一、法的トラブルが起こった場合でも、経営者が安心して事業に専念できる体制をサポートいたします。

まったく新しい分野の保険であったことから、契約者の皆様方からはご要望や斬新なアイディアなどが寄せられてきております。これらのお客様の声は貴重なアドバイスでありご指摘でありますので、真摯に受け止め、担保内容の見直しや自己負担割合の軽減など商品の改良を重ねながら、弁護士保険が一段とより身近で使い勝手の良いものに発展させていくことに努めております。

こうした取組みの結果として、2025年4月には、個人事業者向けの新商品「個人事業のミカタ」を発売するとともに、弁護士保険「ミカタ」について業務上・事業上のトラブルを補償する「事業特約」を新設、ならびに「事業者のミカタ」の補償内容の拡充を実施しました。

保険金の支払いに関しては、新しい分野の保険であることから、既存の損害保険とは異なり、必ずしも十分に馴染んでいただけていない面もありますので、日ごろからの独特の経験や知識の積み重ねが大変重要となります。その点においても、習熟度やノウハウの蓄積については一日の長があるものと自負しております。

これからも弁護士保険の先駆者として、これまで築き上げてきた経験、データや実績をもとに、ユニークで社会に貢献できる保険商品開発とサービスのご提供を通じ、多くの方々に喜んでいただけるような保険会社であり続けられますよう、努めてまいります。

また、2026年2月には弁護士ドットコム株式会社と資本業務提携契約を締結し、4月には同社グループの一員となりました。「誰もが平等公平に司法サービス等の法的支援が受けられる社会の実現に寄与する」という当社の経営理念と同じ方向性を持った同社との提携は、将来に向けての事業展開と弁護士保険の周知拡大に大きく寄与するものと考えております。

弁護士保険といえば「ミカタ少短」、「弁護士保険ミカタ」と連想していただけるよう、弁護士保険のリーディングカンパニーとして、また、お客様から信頼される少額短期保険会社として、さらなる発展と普及を目指して取り組んでまいります。

今後とも、皆様方のご協力並びにご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ミカタ少額短期保険株式会社

代表取締役 花岡 裕之

目次

I	会社の概要および組織	4
	1. 会社の特色	4
	2. 会社の沿革	4
	3. 会社の組織	5
	4. 株式に関する事項	6
	5. 会社役員に関する事項	7
II	主要な業務の内容	8
	1. 取扱商品	8
	2. 総合カスタマーセンターおよび保険ご利用相談ダイヤル	9
	3. 保険金のお支払い	9
	4. 保険募集制度	10
III	会社の経営および管理体制について	11
	1. 会社の経営管理体制について	11
	2. リスク管理の体制について	11
	3. 法令遵守の体制について	11
	4. 少額短期ほけん相談室について	12
	5. 個人情報の取扱いについて	12
	6. 反社会的勢力への対応	14
	7. 情報セキュリティーポリシー	14
	8. 勧誘方針	15
	9. カスタマーハラスメントへの対応方針	15
IV	お客さま本位の業務運営方針	16
V	主要な業務の状況について	17
	1. 2025年度における業務の概況	17
	2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	18
	3. 直近の事業年度における業務の状況	20
	4. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	26
VI	財産の状況	27
	計算書類	27
	①貸借対照表	27
	②損益計算書	28
	③キャッシュ・フロー計算書	29
	④株主資本等変動計算書	30
	個別注記表	31

I 会社の概要および組織

1. 会社の特色

ミカタ少額短期保険株式会社は、日本で初めて弁護士保険を単体で取り扱う少額短期保険会社として2011年4月に設立されました。当社は「弁護士保険」に特化した保険引受け会社です。

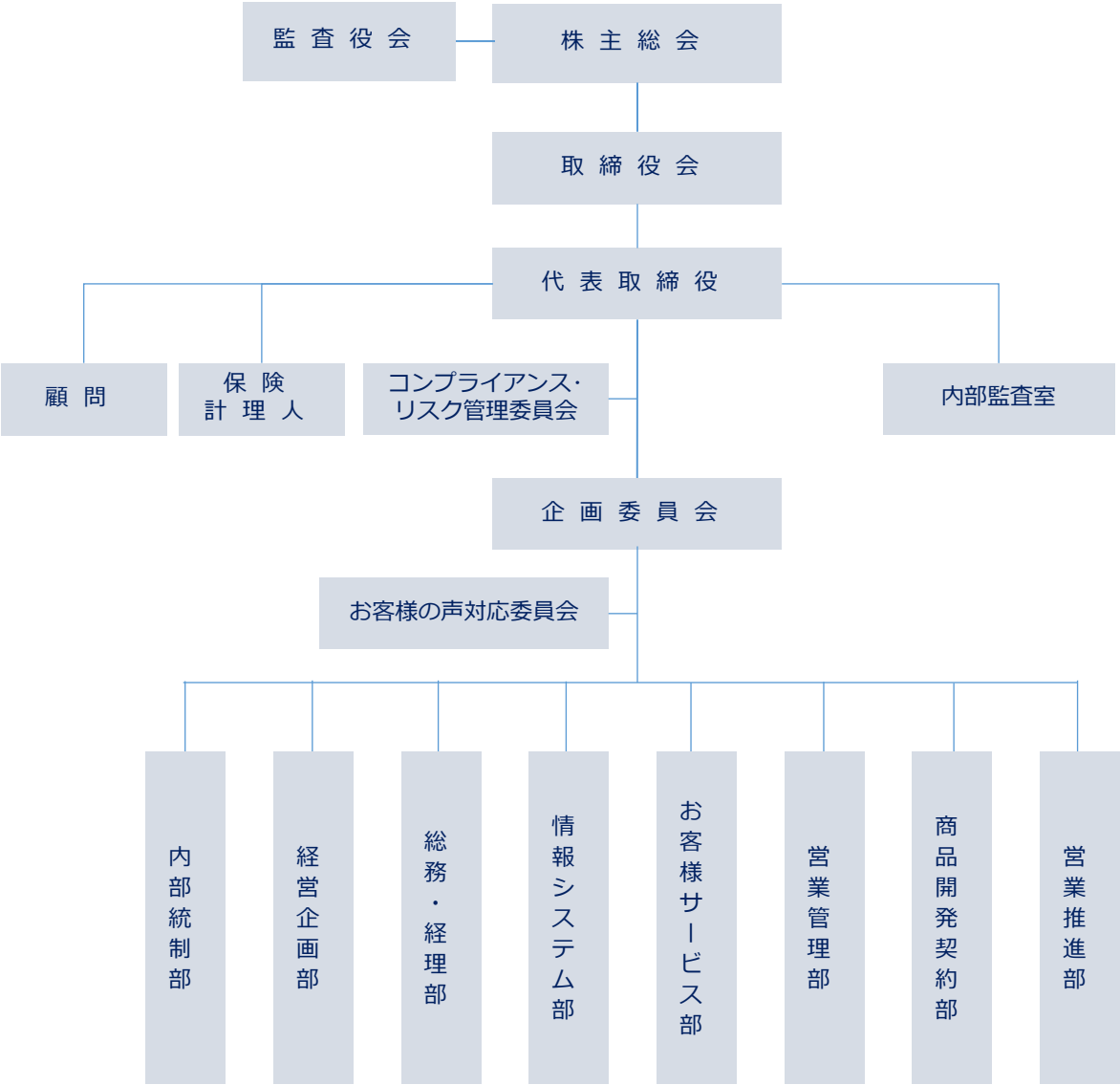
2. 会社の沿革

2011年4月	プリベント少額短期保険準備株式会社を設立
2013年1月	東北財務局に少額短期保険登録申請書が正式受理される
2013年5月	東北財務局に「東北財務局長（少額短期保険）第5号」として少額短期保険業者登録される
2013年5月	プリベント少額短期保険株式会社に社名変更
2013年5月	日本初の単独型弁護士費用保険商品「Mikata」の販売を開始
2015年1月	日本弁護士連合会との協定により弁護士直通ダイヤル、弁護士紹介サービスを開始
2016年5月	弁護士費用保険商品「Mikata」の商品改定、団体契約を発売開始
2017年6月	本店を仙台本社から東京本社（東京都中央区日本橋人形町3-3-13）に移転
2017年7月	本店移転に伴い、関東財務局長（少額短期保険）第79号へ変更登録
2018年3月	「お客さま本位の業務運営方針」を策定・公表
2019年9月	弁護士費用保険Mikataの家族特約「家族のMikata」を発売開始
2020年3月	フェリクス少額短期保険(株)からの事業譲渡にともない保険契約の包括移転を受ける
2020年9月	事業上のトラブルに備える弁護士費用保険「事業者のミカタ」を発売開始
2021年10月	ミカタ少額短期保険株式会社に商号変更
2021年12月	弁護士保険ミカタの商品改定（補償金額の拡大、88プラン・99プランの新設）
2023年5月	営業開始10周年 保有契約件数が25,000件を超える
2024年4月	付帯サービスのリニューアルにより「税務相談サービス」の提供開始
2025年4月	弁護士保険「事業者のミカタ」の商品改定（補償割合の拡大、特定原因不担保期間の廃止）
2025年4月	弁護士保険「ミカタ」に、業務上・事業上のトラブルを補償する「事業特約」の新設
2025年4月	個人事業と日常生活を守る弁護士保険「個人事業のミカタ」の販売開始
2026年1月	東京都中央区日本橋富沢町に本社移転
2026年4月	弁護士ドットコム株式会社の連結子会社となる

3.会社の組織

組織図

(2026年6月30日現在)



4.株式に関する事項

(1) 株式数（2026年3月31日現在）

発行可能株式総数	900千株	内訳	普通株式	450千株
			A種株式	450千株
発行済株式の総数	73千株	内訳	普通株式	36千株
			A種株式	36千株

(2) 当年度末株主数 普通株式 142名
A種株式 636名

(3) 主要な株主の状況（2026年3月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況			
	持株数等			持株比率 (%)
	普通株式	A種株式	合計	
瀬頭 嘉余子	2千株	2千株	5千株	7.3
谷家 衛	3千株	－	3千株	4.3
株式会社SHINDO	2千株	－	2千株	2.7
有限会社ボードウォーク	1千株	0千株	1千株	2.4
小堀 美樹	0千株	1千株	1千株	2.3
弁護士ドットコム株式会社	0千株	1千株	1千株	2.3
那珂 通雅	1千株	0千株	1千株	2.1
杉山 重廣	1千株	0千株	1千株	1.9
佐藤 泉	0千株	0千株	1千株	1.6
佐藤 淳子	0千株	0千株	1千株	1.6

（注）持株比率は、発行済の普通株式の総数とA種株式の総数の合計から計算しております。

5.会社役員に関する事項

(2026年6月30日現在)

役 職 名	氏 名
代表取締役	花 岡 裕 之
取 締 役	松 倉 孝 文
取 締 役	香 月 裕 也
取 締 役（非常勤）	島 津 忠 昭
取 締 役（非常勤）	前 谷 香 介
取 締 役（社外）	那 珂 通 雅
取 締 役（社外）	中 村 穂 積
監 査 役	和 智 耕 市
監 査 役（社外）	寺 田 敏 子
監 査 役（社外）	藤 本 亮

Ⅱ 主要な業務の内容

1.取扱商品



「日本初！日常生活のトラブルを幅広く補償する弁護士費用保険」

- ご加入後に生じた日常生活の法的トラブル（不法行為、売買や雇用等の契約その他の法的トラブル）の早期解決のため、2種類の弁護士費用保険金で補償します（保険期間1年）。
 - ①法律相談料保険金：弁護士への法律相談費用を補償します（限度額10万円/年）。
 - ②弁護士費用等保険金：弁護士へ法的トラブルの解決を依頼したときの費用を、法的トラブルの種類に応じて補償します（限度額300万円/特定偶発事故、200万円/一般事件）。
- 年間のお支払限度額は500万円です（被保険者1名あたり通算1,000万円限度）。
- 「弁護士保険ミカタ」は3つのプランからお選びいただき、さらに約半分の保険料で家族を補償の対象にする特約をお付けすることができます。
- 付帯サービスとして、弁護士直通ダイヤル、弁護士紹介サービス、税務相談サービスをご利用いただけます。
 - ・「弁護士直通ダイヤル」は、無料（*）で弁護士に直接、電話で一般的な法制度上のアドバイスを受けることができるサービスです。
（*）相談料は無料（ご利用は平日10時から14時の時間内で1回15分まで）ですが、通話料はおお客様のご負担となります。
 - ・「弁護士紹介サービス」は、弁護士紹介を希望されるお客様（保険金支払対象となる方に限定）に、各地域の弁護士を無料でご紹介するサービスです。
 - ・「税務相談サービス」は、税務に関する悩みを専門家に電話またはメールで相談できるサービスです。



個人事業のミカタ 「個人事業と日常生活を守る弁護士保険」

2025年4月
新発売

- 個人事業主、フリーランス、副業者などを対象とした商品です。
- ご加入後に生じた事業活動や日常生活に降りかかる法的トラブル（事業活動：契約トラブル・顧客トラブルなど 日常生活：消費生活トラブル・住まいのトラブルなど）の早期解決のため、2種類の弁護士費用保険金で補償します（保険期間1年）。
 - ①法律相談料保険金：弁護士への法律相談費用を補償します（限度額10万円/年）。
 - ②弁護士費用等保険金：弁護士へ法的トラブルの解決を依頼したときの費用を、法的トラブルの種類に応じて補償します（限度額300万円/特定偶発事故、200万円/一般事件）。
- 年間のお支払限度額は500万円です（被保険者1名あたり通算1,000万円限度）。
- 「個人事業のミカタ」は3つのプランからお選びいただけます。
- 付帯サービスとして、弁護士直通ダイヤル、弁護士紹介サービス、税務相談サービスをご利用いただけます。



事業者のミカタ 「大事な事業を守る弁護士保険」

- 法人を対象とした商品です。
- ご加入後に生じた事業活動に降りかかる法的トラブル（代金・債権回収のトラブル、損害賠償請求、契約その他の法的トラブル）の早期解決のため、2種類の弁護士費用保険金で補償します（保険期間1年）。
 - ①法律相談料保険金：弁護士への法律相談費用を補償します（限度額10万円～30万円/年）。
 - ②弁護士費用等保険金：弁護士へ法的トラブルの解決を依頼したときの費用を、法的トラブルの種類に応じて補償します（限度額50万円～200万円/事件）。
- 年間のお支払限度額は100万円～400万円です（1被保険者あたり通算500万円～2,000万円限度）。
- 「事業者のミカタ」は6つのプランからお選びいただけます。
- 付帯サービスとして、弁護士直通ダイヤル、弁護士紹介サービス、税務相談サービスをご利用いただけます。

2.総合カスタマーセンターおよび保険ご利用相談ダイヤル

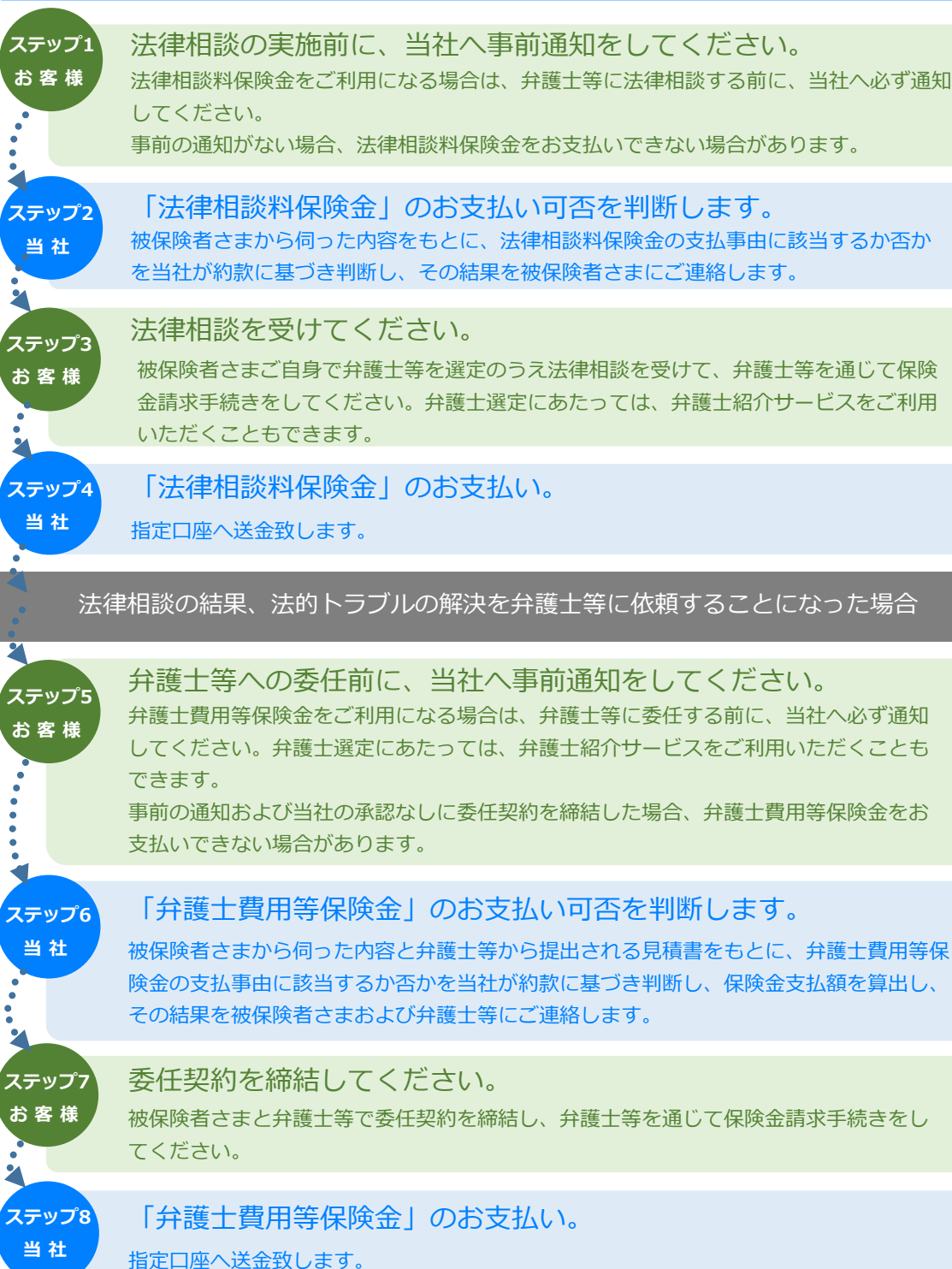
当社では、総合カスタマーセンターを開設し、フリーコール（無料電話）にて専門のスタッフがお客様からの商品・サービス等に関するお問い合わせや、ご契約に関するご照会・ご相談をお受けしております。

また、保険ご利用相談ダイヤルでは、フリーコール（無料電話）にて保険の利用や保険金のお支払いに関するご照会・ご相談を受け付けております。

3.保険金のお支払い

(1) 事故発生から保険金お支払までの流れ

ご請求手続きの流れ



(2) 保険金の支払体制について

当社では、保険金支払いにおいて、査定部門での審査後、2名以上のダブルチェックを行うことで、保険金支払漏れの防止に努めております。また、各種案件につき、コンプライアンス・リスク管理委員会に確認し、問題がある場合は、その対応策につき検討する体制を確立しております。

(3) 保険ご利用相談ダイヤルの設置

保険の利用や保険金のお支払いに関するご照会・ご相談の窓口として、保険ご利用相談ダイヤルを設け、専門のスタッフが丁寧に対応し、サービス向上に努めております。

(4) 支払査定および事実確認の体制

保険金のお支払可否の判断については、開業より積み重ねてきた査定経験・知識・ノウハウを活かした調査・確認を行う体制をとっております。

4.保険募集制度

当社では、代理店委託方式での保険募集を行っております。委託代理店が、法令に基づいた適正な保険募集を行うよう、委託代理店に対する指導、研修体制を引き続き整備してまいります。

また、インターネットを通じた保険募集も行っておりますので、パンフレット、重要事項説明書等の募集資料につきまして、お客様にご理解いただけるような記述を心がけております。

Ⅲ 会社の経営および管理体制について

1. 会社の経営管理体制について

当社は、内部管理規程に則り、取締役会が経営監視、内部牽制機能を発揮し、適切な経営管理体制を実行しております。

2. リスク管理の体制について

当社は、当社業務の健全性と適切性を確保し維持することを目的に、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し不測の損失を回避するリスクコントロール態勢を構築するため、次の方針を骨子とする「リスク管理基本方針」を定めています。

リスク管理態勢

当社は、事業遂行に係る様々なリスク管理を適切に実行するため、リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、それに基づく規程を整備し、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行うために以下の態勢を整備しています。

1. リスクを十分ふまえた経営を行うため、当社に内在する各種リスクを管理する部署を設置し、統合的に管理しています。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理態勢・方法等について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施しています。
2. 事業遂行に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して管理しています。
3. 保険契約者等及び代理店との関係に重要な影響が生じる事態、及び、当社業務の継続に著しい支障が生じる事態に速やかに対応するための、危機管理方針を定めています。

3. 法令遵守の体制について

当社の役員・従業員は、次に掲げる基本方針に基づき、コンプライアンスに積極的に取り組みます。

1. 少額短期保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を通じて、社会からの信頼確保に努めます。
2. 法令や各種のルールを厳格に遵守し、社会的規範および企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行します。
3. 公正な競争と効率的な経営を通じて、お客様のニーズにこたえる質の高い商品・サービスを提供し、社会・経済の発展に貢献します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、断固とした姿勢で臨みます。

コンプライアンス管理態勢

当社では、コンプライアンスに関する状況が、取締役会に報告される体制を整備しています。

コンプライアンス管理態勢の具体的取り組み

1. コンプライアンスの実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行しています。
2. コンプライアンスの具体的手引書として、コンプライアンスマニュアルを策定しています。
3. 役員・従業員のコンプライアンスに対する意識の向上のための研修を実施しています。
4. 役員・従業員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合に、直接報告・相談できる態勢を構築しています。

4.少額短期ほけん相談室について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用頂くことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階

フリーダイヤル 0120-82-1144

F A X 03-3297-0755

[受付] 月曜日～金曜日（祝日・年末年始休業日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページ <https://www.shougakutanki.jp/general/index.html>

5.個人情報の取扱いについて

当社は、お客様から信頼いただける少額短期保険会社を目指すため、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であると認識し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の関係法令等を遵守して、個人情報を取り扱います。また、当社は個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。さらに、当社は、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。

1.個人情報の取得

当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払いその他業務上必要な範囲内で、かつ、主に申込書やアンケート、WEB入力データによる適法で公正な手段により個人情報（入力途中の情報も含みます）を取得します。

2.個人情報の利用目的

当社は、個人情報の利用目的を、法令に定める場合を除き、次の業務を実施する目的の範囲内で取り扱います。

- ①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤お客様からの問い合わせ、依頼等への対応
- ⑥WEB上のお申込み、資料請求などが未完了の場合の意思確認対応（保険申込み、資料請求の意思があるかどうかを再度確認させていただくためのご連絡）
- ⑦その他上記①から⑥に付随する業務ならびに当社の業務、運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の実施

3.個人データの第三者提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。

1. 法令に基づく場合
2. 当社の業務遂行上必要な範囲で、委託先に提供する場合
 - A) 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、弁護士等、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - B) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を損害調査業務委託先および他の損害保険会社（少額短期保険業者・共済事業者を含みます。）と共同利用すること
 - C) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払い等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

4.センシティブ情報のお取扱い

当社は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

5.個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求に適切に対応します。ご請求につきましては、7.に記載するお問い合わせ窓口までご連絡ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。なお、利用目的の通知および開示のご請求につきましては、当社所定の手数料をいただきます。

6.個人データの管理

当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、当社は、外部に個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の情報管理態勢を確認するなど必要かつ適切な監督を行います。

7.お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会につきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

ミカタ少額短期保険株式会社

所在地 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル6階

総合カスタマーセンター Tel:0120-741-066

受付時間：10：00～17：00（土日祝日および年末年始を除く）

6.反社会的勢力への対応

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業務等を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則である「取引を含めた一切の関係遮断」「裏取引や資金提供の禁止」「組織としての対応」「有事における民事と刑事の法的対応」「外部専門機関との連携」の5原則に基づき、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めます。

1.取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を認識し、また反社会的勢力により当社、顧客および当社従業員等が受ける被害防止のために、反社会的勢力との徹底した関係遮断を目指す業務運営を行います。

2.資金提供や便宜供与の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、一切の資金提供や便宜供与を行いません。

3.組織としての対応を行う

当社は、反社会的勢力に対しては、個人対応では不十分なことを認識します。故に組織的な対応を行い、顧客と従業員との安全確保を最優先に行動します。

4.有事における民事および刑事の法的対応を行う

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、最大限の法的対応を積極的に行います。

5.外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

7.情報セキュリティポリシー

当社は、少額短期保険事業の高い公共的使命及び社会的責任を強く認識し、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、情報漏洩リスクに対する対策を講じることが非常に重要と考え、次の方針を骨子とする「情報セキュリティポリシー」を定めています。当社は、「情報セキュリティポリシー」及び別掲の「個人情報保護宣言」を遵守するために従業員への教育・指導を徹底し、さらに、情報セキュリティ管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。

1.情報セキュリティ管理態勢の構築

- ① 当社はお客様からの信頼を常に得られるよう、当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報セキュリティに関する法令を遵守する管理態勢を構築しています。
- ② 情報セキュリティを管理する部署を設置し、統合的に管理するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会において全社の情報セキュリティの状況を正確に把握し、必要な対策を迅速に実施できる管理態勢を構築しています。

2.情報セキュリティに関する具体的取り組み

- ① 情報セキュリティポリシーに基づいた内部規程を整備し、全社員及び派遣社員に継続的に教育・指導を行っています。
- ② 情報漏洩に対しては厳しい態度で臨むことを社内外に周知徹底しています。
- ③ 内部監査により、情報セキュリティポリシー及び内部規程の遵守状況をモニタリングしています。
- ④ 情報資産に対する不正な侵入、漏洩、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発生しないようなシステムを構築しています。
- ⑤ 業務委託先にも、当社と同様な情報セキュリティ管理を実施することを要請し、継続的に確認しています。

8.勧誘方針

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づき、当社は金融商品の勧誘方針について、以下のように定めております。

1. 役職員一人ひとりがコンプライアンス重視の精神を高く持ち、関連法令等を遵守した適正な販売等を行います。
2. 常にお客様の立場にたって行動し、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法や説明内容の工夫を行います。
3. お客様の現在の状況を踏まえたコンサルティング活動等を通じて、お客様に最適の商品設計・販売等を行います。
4. 販売活動等に際しては、お客様の立場にたって、時間帯や勧誘場所について十分配慮いたします。
5. 保険事故が発生した場合の保険金のお支払いに関しましては、ご契約内容に従って迅速・的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客様からの貴重なご意見の収集に努め、その後のサービスの向上等に活かしてまいります。
7. お客様に関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用するとともに、厳重な管理を行うことにより個人情報の保護を行います。

9.カスタマーハラスメントへの対応方針

当社は、「誰もが平等公平に司法サービス等の法的支援が受けられる社会の実現に寄与する」という経営理念のもと、多くのお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供を目指して日々の業務に取り組んでいます。

これからも、お客さまお一人お一人のご意見やご要望に真摯に耳を傾けながら、お客さま本位の業務運営の実現に努めていきます。一方で、お客さまからの常識の範囲を超えた要求や当社従業員の人格を否定したり、尊厳を侵害する言動に対しては毅然とした対応を行い、従業員が心身ともに健康で、安心して働ける職場環境を維持したいと考えています。それによって、継続的に質の高いサービスの提供につながり、お客さまのご期待にお応えできるものと考え、当社の「カスタマーハラスメントへの対応方針」を策定しました。

1.カスタマーハラスメントの定義

お客さまからのお申し出・言動のうち、「当該お申し出・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、当社従業員の就業環境が害される」と当社が判断したものをカスタマーハラスメントと定義します。

＜該当する行為の例＞

- ・合理的な理由のない長時間の拘束
- ・合理的な理由のない事業所以外の場所への呼び出し
- ・プライバシー侵害行為
- ・SNSやインターネット上での誹謗中傷
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
- ・威圧的な態度
- ・性的な言動

※あくまでも一例であり、これらに限られるものではありません。

2.カスタマーハラスメントへの対応姿勢

当社は、従業員一人ひとりを守るため、カスタマーハラスメントに該当する行為であると判断した場合には、組織で毅然とした対応を行ないます。カスタマーハラスメントが継続する場合や、悪質と判断される行為を認めた場合は、警察・弁護士等と連携し、厳正に対応させていただきます。

Ⅳ お客さま本位の業務運営方針

方針1.お客さまの最善の利益の追求

当社は、日常生活に伴って生じる広範囲の法的リスクを担保する保険商品を提供することによって、お客さまがこれまで既往の保険会社では保護されていなかったリスクに対する分野の商品を提供し、お客さまの最善の利益を追求いたします。

方針2.お客さまにふさわしいサービスの提供

当社は、お客さまの多種多様なご要望にお応えするために既存商品の改良や新商品の開発に向けた対応を積極的に展開していきます。また、ITを活用した「安心」「安全」「利便性」の提供を充実させていきます。

方針3.重要な情報の分かりやすい提供

当社は、新しい保険商品を取扱っているため、商品内容については当然のこととして、さらに、経営・財務内容など、当社の現状についてより多くのお客さまにご理解いただけるよう、様々な情報提供に努めてまいります。

方針4.利益相反取引の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理する体制を整備いたします。

方針5.役職員・代理店等に対する適切な動機づけの枠組み

当社は、役職員ならびに代理店等への教育・指導を継続的に実施することにより運営方針を浸透させ、お客さま本位の業務運営を適切に行う業務執行態勢を構築いたします。

V 主要な業務の状況について

1. 2025年度における業務の概況

(1) 当該事業年度における事業の経過及び成果

2025年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が継続したものの、物価上昇の長期化や海外経済の減速懸念等を背景として、先行き不透明な状況が続きました。内需面では、雇用・所得環境の改善がみられた一方、エネルギー価格や生活必需品の高騰により個人消費の回復は力強さを欠く展開となりました。

金融市場においては、日本銀行による金融政策の正常化が段階的に進められ、市場金利は徐々に上昇しましたが、依然として低位安定的な水準にとどまりました。

このような環境下において、当社は、引続き堅調な業績の伸びを維持しており、最終の当期純利益は4期続けて黒字となりました。

営業面では、2025年4月の個人事業者向けの新商品の発売、業務上・事業上のトラブルを補償する「事業特約」の新設、事業者向け保険の補償内容拡充を機に、個人向け商品・事業者向け商品の新規契約の拡大に向け注力いたしました結果、当事業年度末の保険料等収入1,341,308千円（同13.7%増）と増収になりました。

一方、費用面では、事業費は1,079,906千円（前事業年度比20.6%増）、保険金等支払金196,094千円（同4.7%増）、また責任準備金等繰入額を26,631千円計上したことなどにより、経常費用は1,303,599千円（同11.5%増）となりました。

この結果、経常利益は41,573千円（前事業年度比226.3%増）となりました。

また特別利益としてオフィス移転に伴う移転補償金33,122千円を計上したことなどの結果、当期純利益は81,960千円（前事業年度比9128.5%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社の業務運営においては、お客さま本位の業務運営の一層の推進、ガバナンス・コンプライアンス体制の高度化、デジタルトランスフォーメーションの活用、サイバーセキュリティ対応への要請など対応課題も増加しております。

当社は、弁護士ドットコム株式会社との戦略的資本業務提携を行い、2026年4月に同子会社となりました。

当社の経営理念である「誰もが平等公平に法的支援を受けられる社会の実現」と同じ志を持つ同社のグループへの参画を通じて、当社の弁護士費用補償機能をより効果的に社会に認知、理解いただけるよう取り組みを加速させるとともに、諸課題に対応していくことで、企業価値の一層の向上を目指してまいります。

2.直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(1) 保険契約に関する主な計数

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	1,048,546	1,180,224	1,345,173
保険料収入	1,047,433	1,178,977	1,341,308
責任準備金等戻入額	－	－	－
資産運用収益	4	329	2,529
その他経常収益	1,107	916	1,336
経常費用	1,050,609	1,167,486	1,303,599
保険金等	187,147	182,019	191,399
解約返戻金等	3,691	5,166	4,695
責任準備金等繰入額	50,510	84,528	26,631
資産運用費用	－	－	－
その他経常費用	3,986	532	966
事業費	805,273	895,239	1,079,906
経常利益（△は損失）	△2,063	12,737	41,573
当期純利益	759	888	81,960
総資産額	891,614	990,822	1,116,058
純資産額	437,254	438,143	520,103
現金及び現金同等物の期末残高	532,956	615,624	612,963
責任準備金残高	346,183	428,020	447,244

(2) 経営に関する主な計数

項 目	2023年度	2024年度	2025年度
	金額等	金額等	金額等
資本金（千円）	41,340	41,340	41,340
発行済株式の総数（株）	73,532	73,532	73,532
自己資本（千円）	437,254	438,143	520,103
供託金（千円）	55,000	62,000	68,000
元受損害率（％）	17.9	15.5	14.3
元受事業費率（％）	77.1	76.2	80.7
元受合算率（％）	95.0	91.7	95.1
正味損害率（％）	17.9	15.5	14.3
正味事業費率（％）	77.1	76.2	80.7
正味合算率（％）	95.0	91.7	95.1
経常利益率（％、△は損失）	△0.2	1.0	3.0
自己資本比率（％）	49.0	44.2	46.6
ソルベンシーマージン比率（％）	690.7	646.3	703.3
一株当たり当期純利益（円）	22	24	2,227
正味収入保険料（千円）	1,043,742	1,173,810	1,336,612
有価証券残高（千円）	－	－	133,713
配当性向（千円）	－	－	－
役員数（人）	7	7	7
従業員数（人）	33	32	40

3.直近の事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
費 用 保 険	1,173,810	100.0%	1,336,612	100.0%
合 計	1,173,810	100.0%	1,336,612	100.0%

※ 正味収入保険料とは、元受収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
費 用 保 険	1,173,810	100.0%	1,336,612	100.0%
合 計	1,173,810	100.0%	1,336,612	100.0%

※ 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

該当事項はございません。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
費 用 保 険	12,022	100.0%	38,675	100.0%
合 計	12,022	100.0%	38,675	100.0%

※保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支（保険引受に係るもの）を加味したものです。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
費 用 保 険	182,019	100.0%	191,399	100.0%
合 計	182,019	100.0%	191,399	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受支払保険金

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
費 用 保 険	182,019	100.0%	191,399	100.0%
合 計	182,019	100.0%	191,399	100.0%

※ 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

該当事項はございません。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当事項はございません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

	2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
費用保険	15.5%	76.2%	91.7%	14.3%	80.7%	95.1%
合 計	15.5%	76.2%	91.7%	14.3%	80.7%	95.1%

※ 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

※ 正味事業費率 = (保険引受にかかる営業費および一般管理費 + 諸手数料) ÷ 正味収入保険料

※ 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費およびその合算率

	2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
費用保険	15.9%	76.2%	92.1%	15.0%	80.7%	95.8%
合 計	15.9%	76.2%	92.1%	15.0%	80.7%	95.8%

※ 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

※ 事業費率 = (事業費) ÷ 元受正味収入保険料

※ 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

該当事項はございません。

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

該当事項はございません。

⑥ 未収再保険金の額

該当事項はございません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金 (単位：千円)

	2024年度	2025年度
費 用 保 険	34,896	42,303
合 計	34,896	42,303

② 責任準備金 (単位：千円)

	2024年度	2025年度
費 用 保 険	428,020	447,244
合 計	428,020	447,244

③ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動 (単位：千円)

	2024年度	2025年度
損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	正味既経過保険料×1%	正味既経過保険料×1%
経常損失の増加	11,614	13,224

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	615,624	62.1%	612,963	54.9%
金銭信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	133,713	12.0%
運用資産計	615,624	62.1%	746,677	66.9%
総資産額	990,822	100.0%	1,116,058	100.0%

② 利益配当収入の額および運用利回り(インカム利回り)

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	329	0.10%	1,349	0.21%
金銭信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	1,176	1.39%
小計	329	0.10%	2,525	0.35%
その他	－	－	3	－
合計	329	0.10%	2,529	－

③ 保有有価証券の種類別残高、利回り、構成比

(単位：千円)

	2024年度			2025年度		
	額面金額	利回り	構成比	額面金額	利回り	構成比
国債	－		－	100,000	1.50%	50.0%
地方債	－		－	100,000	2.07%	50.0%
合計	－		－	200,000	1.78%	100.0%

(注) 上記金額等は、国債で供託している有価証券も含めて表示しております。

④ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：千円)

	2024年度						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 9年以下	10年超	合計
国 債	－	－	－	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	－	－	－

	2025年度						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 9年以下	10年超	合計
国 債	－	－	－	－	100,000	－	100,000
地方債	－	100,000	－	－	－	－	100,000
合 計	－	100,000	－	－	100,000	－	200,000

(注) 1. 上記金額は、額面金額にて記載しております。

2. 上記金額のうち、2025年度末において68,000千円(額面金額)の国債を供託金として供託しております。

⑤ 価格変動準備金

保有する有価証券は全て満期保有目的の債券となっております。保険業法施行規則第65条(価格変動準備金対象資産)三により、満期保有目的の債券は価格変動準備金の計算対象外となりますので、該当はありません。

(5) 会計監査

当社は、2025年度(2025年4月1日より2026年3月31日まで)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、監査法人銀河による監査を受け、監査報告書を受領しています。

(6) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

	2024年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合 計
費 用 保 険	217,555	210,464	－	428,020
合 計	217,555	210,464	－	428,020

	2025年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合 計
費 用 保 険	196,681	250,563	－	447,244
合 計	196,681	250,563	－	447,244

4.保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法で定められた保険会社の健全性を示す指標で、数字が大きいほど支払い余力も大きいと判断されます。

『通常の予測を超えて発生するリスク(例えば大災害等)に対応できる支払余力をどれだけ有しているか』を判断するための指標であります。ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性に係るひとつの基準を満たしているとされています。

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	651,518	807,101
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	438,104	520,088
② 価格変動準備金	－	－
③ 異常危険準備金	210,464	250,563
④ 一般貸倒引当金	－	－
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	－	－
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	－	－
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	－	－
⑧ 将来利益	－	－
⑨ 税効果相当額	2,949	36,450
⑩ 負債性資本調達手段等	－	－
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	－	－
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	－	－
⑪ 控除項目(－)	－	－
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1 + R2]} + R3 + R4$	201,611	229,512
保険リスク相当額	197,443	224,809
R1 一般保険リスク相当額	197,443	224,809
R4 巨大災害リスク相当額	－	－
R2 資産運用リスク相当額	6,156	6,129
価格変動等リスク相当額	－	－
信用リスク相当額	6,156	6,129
子会社等リスク相当額	－	－
再保険リスク相当額	－	－
再保険回収リスク相当額	－	－
R3 経営管理リスク相当額	4,071	4,618
(3) ソルベンシー・マージン比率 $\left(\frac{(1)}{(2) \times 0.5}\right) \times 100$	646.3%	703.3%

VI 財産の状況

計算書類

① 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2024年度 2025年 3月31日	2025年度 2026年 3月31日	科 目	2024年度 2025年 3月31日	2025年度 2026年 3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	615,624	612,963	保険契約準備金	462,916	489,548
現金	31	82	支払備金	34,896	42,303
預貯金	615,593	612,880	責任準備金	428,020	447,244
有価証券	－	133,713	代理店借	15,227	14,596
国債	－	32,000	その他負債	74,536	91,809
地方債	－	101,713	未払金	11,037	45,446
有形固定資産	7,338	36,871	未払費用	43,245	15,130
建物附属設備	1,810	17,125	未払法人税等	2,603	2,950
リース資産	3,866	10,576	預り金	1,814	3,081
器具及び備品	1,660	9,169	賞与引当金	9,780	11,729
無形固定資産	192,857	121,656	リース債務	4,293	11,797
ソフトウェア	135,456	121,656	その他の負債	1,760	1,673
ソフトウェア仮勘定	57,401	－	負債の部合計	552,679	595,954
その他資産	97,274	119,942	(純資産の部)		
未収金	79,820	92,978	資本金	41,340	41,340
前払費用	3,116	2,567	資本剰余金	389,218	389,218
敷金・保証金	7,758	18,616	資本準備金	389,218	389,218
株式交付費	38	15	利益剰余金	7,584	89,545
その他の資産	6,540	5,764	その他の利益剰余金	7,584	89,545
繰延税金資産	15,727	22,910	繰越利益剰余金	7,584	89,545
供託金	62,000	68,000	株主資本合計	438,143	520,103
			純資産の部合計	438,143	520,103
資産の部合計	990,822	1,116,058	負債及び純資産の部合計	990,822	1,116,058

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年度 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
経常収益	1,180,224	1,345,173
保険料等収入	1,178,977	1,341,308
保険料	1,178,977	1,341,308
資産運用収益	329	2,529
利息及び配当金等収入	329	2,529
その他経常収益	916	1,336
経常費用	1,167,486	1,303,599
保険金等支払金	187,186	196,094
保険金等	182,019	191,399
解約返戻金等	5,166	4,695
責任準備金等繰入額	84,528	26,631
支払備金繰入額	2,692	7,407
責任準備金繰入額	81,836	19,224
事業費	895,239	1,079,906
営業費及び一般管理費	771,327	925,355
税金	62,061	79,703
減価償却費	61,850	74,847
その他経常費用	532	966
その他の経常費用	532	966
経常利益	12,737	41,573
特別利益	—	36,828
特別損失	1,119	3,333
税引前当期純利益	11,618	75,067
法人税及び住民税	290	290
法人税等調整額	10,439	△7,182
法人税等合計	10,729	△6,892
当期純利益	888	81,960

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年度 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	11,618	75,067
減価償却費	61,850	74,847
株式交付費償却	49	23
敷金・保証金償却	397	167
支払備金の増減額（△は減少）	2,692	7,407
責任準備金の増減額（△は減少）	81,836	19,224
利息及び配当金収入	△329	△2,529
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△5,862	△10,530
代理店借の増減額（△は減少）	1,180	△630
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	13,243	3,143
特別利益(移転補償費、資産除去債務戻入益、その他)	－	△37,502
特別損失	1,119	3,742
その他	－	10,519
小 計	167,794	142,949
利息及び配当金等の受取額	329	1,613
法人税等の支払額	△290	△602
移転補償費の受取額	－	35,900
その他	△98	△875
営業活動によるキャッシュ・フロー	167,735	178,984
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	－	△28,407
無形固定資産の取得による支出	△76,910	△4,165
敷金・保証金の差入額	－	△18,783
敷金・保証金の返還額	－	11,464
供託金の差入額	△7,000	△6,000
供託金の返還額	－	68,000
有価証券の取得による支出	－	△201,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	△83,910	△179,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	－	－
リース債務の返済による支出	△1,157	△1,965
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,157	△1,965
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	82,668	△2,661
現金及び現金同等物期首残高	532,956	615,624
現金及び現金同等物期末残高	615,624	612,963

④ 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
2024年4月1日残高	41,340	389,218	389,218	6,696	6,696	437,254	437,254
当期変動額							
当期純利益				888	888	888	888
当期変動額合計	－	－	－	888	888	888	888
2025年3月31日残高	41,340	389,218	389,218	7,584	7,584	438,143	438,143

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
2025年4月1日残高	41,340	389,218	389,218	7,584	7,584	438,143	438,143
当期変動額							
当期純利益				81,960	81,960	81,960	81,960
当期変動額合計	－	－	－	81,960	81,960	81,960	81,960
2026年3月31日残高	41,340	389,218	389,218	89,545	89,545	520,103	520,103

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具及び備品 5～20年

なお、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上方法

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法施行規則第211条の44の規定に基づき算出した額を計上しております。

(5) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法施行規則第211条の46の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 支払備金の積立方法

支払備金は、保険業法施行規則第73条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり定額法により償却しております。

(8) 記載金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 22,910千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積もりは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もった額と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は9,346千円であります。

(2) 供託金の内訳

供託金の内訳は次のとおりであります。

保険業法第272条の5第1項および第9項ならびに同施行令第38条の4の規定に基づき、政令で定められた額の有価証券を次のとおり供託しております。

(単位：千円)

内訳	供託金額	貸借対照表計上額
国債	68,000	68,000
合計	68,000	68,000

供託金として供託している国債は、満期保有目的により、償却原価法（定額法）により計上しております。

なお、当事業年度における翌事業年度の供託所要額は、76,000千円であります。

(3) 支払備金及び責任準備金に関する金額

①支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

普通支払備金	13,471
既発生未報告損害	28,832
計	42,303
同上に係る出再支払備金	－
差引	42,303

②責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

普通責任準備金	196,681
同上に係る出再責任準備金	－
差引	196,681
異常危険準備金	250,563
合計	447,244

4. 損益計算書に関する注記

(1) 以下の収益及び費用に関する金額

①正味収入保険料は1,336,612千円であります。

②正味支払保険金は191,399千円であります。

(2) 利息及び配当等収入の資産源泉別内訳

(単位：千円)

国債	1,005
地方債	170
普通預金	1,349
その他	3

(3) 支払備金繰入額及び責任準備金繰入額に関する金額

①支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。(△は戻入額)

(単位：千円)

普通支払備金繰入額	8,478
既発生未報告損害繰入額	△1,071
計	7,407
同上に係る出再支払備金繰入額	－
差引	7,407

②責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。(△は戻入額)

(単位：千円)

普通責任準備金繰入額	△20,873
同上に係る出再責任準備金繰入額	－
差引	△20,873
異常危険準備金繰入額	40,098
合計	19,224

(4) 特別利益・特別損失に関する金額

①特別利益の内訳は次のとおりであります。

オフィス移転に伴う移転補償金35,900千円を受領しております。

一方、当該移転に関連して、移転費用875千円、建物附属設備除却損1,635千円、貯蔵品廃棄損266千円等を計上しております。

これらを相殺した純額33,122千円及び旧オフィスにかかる資産除去債務の戻入益3,705千円を特別利益として計上しております。

②特別損失の内訳は次のとおりであります。

オフィス移転に伴う複合機のリースの解約によるものであります。

5. 株主資本変動計算書の注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項は、次のとおりであります。

(単位：株)

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	期末株式数
普通株式	36,787	－	－	36,787
A 種株式	36,745	－	－	36,745
合計	73,532	－	－	73,532

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰越欠損金	7,407
保険契約準備金	98,861
繰延消費税等	4,511
賞与引当金	3,393
その他	887
小計	115,061
評価性引当額	△92,151
繰延税金資産合計	22,910

7. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預貯金または国債ならびに保険業法第272条の12に規定される有価証券（外貨建てのものは除く）に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
現金及び預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券（国債・地方債） 満期保有目的の債券	133,713	131,199	△2,514
供託金（国債） 満期保有目的の債券	68,000	63,614	△4,386
リース債務	11,797	11,312	△485

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（国債・地方債） 満期保有目的の債券	－	131,199	－	131,199
供託金（国債） 満期保有目的の債券	－	63,614	－	63,614
リース債務	－	11,312	－	11,312

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券（国債・地方債）

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

供託金（国債）

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

一定の期間ごとに区分した債務ごとに債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たり純資産は、10,731円54銭であります。

(注) 普通株式およびA種株式を含めた発行株式総数を対象とした、1株当たりの純資産は7,073円16銭となります。

(2) 1株当たりの当期純利益は2,227円97銭であります。

(注) 普通株式およびA種株式を含めた発行株式総数を対象とした、1株当たりの当期純利益は1,114円62銭となります。

9. 重要な後発事象に関する事項

(弁護士ドットコム株式会社による連結子会社化)

当社は、2026年2月10日開催の臨時取締役会において、弁護士ドットコム株式会社との資本業務提携契約を締結することを決議し、同年2月12日付で当該契約を締結いたしました。

当該契約に基づき、同年4月27日付で、弁護士ドットコム株式会社による当社の普通株式及びA種株式の買い付けが行われました。さらに、同年5月7日開催の臨時株主総会、普通株主による臨時種類株主総会、A種株主による臨時種類株主総会において、関連議案が承認可決された結果、弁護士ドットコム株式会社の当社に対する議決権比率は63.2%となり、当社は弁護士ドットコム株式会社の連結子会社となりました。

弁護士ドットコム株式会社に関する事項

名称	弁護士ドットコム株式会社	
所在地	東京都港区六本木四丁目1番4号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎	
事業内容	弁護士ドットコムの開発・運営、弁護士ドットコムニュースの運営、税理士ドットコムの開発・運営、クラウドサインの開発・提供、BUSINESS LAWYERSの運営、キャリア支援サービスの運営、Legal Brainの開発・提供	
資本金	50,000千円(2026年3月27日現在)	
設立年月日	2005年7月4日	
大株主及び持株比率 (2025年9月30日現在) (注)	Authense Holdings合同会社 元榮 太一郎 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） THE BANK OF NEW YORK 133652 （常任代理人）みずほ銀行 THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人）みずほ銀行 THE BANK OF NEW YORK 133595 （常任代理人）みずほ銀行 BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AISG（FE-AC） （常任代理人）株式会社三菱UFJ銀行 THE BANK OF NEW YORK 133612 （常任代理人）みずほ銀行 株式会社SBI証券	43.4% 20.2% 2.8% 2.1% 2.1% 1.9% 1.5% 1.3% 1.1% 0.9%

弁護士ドットコム株式会社と当社の関係

	資本関係	弁護士ドットコム株式会社は、2026年3月31日時点において、当社の普通株式を541株、A種株式を1,162株所有しております。 なお、2026年5月7日の臨時株主総会終了時点において、当社の普通株式を46,488株所有しております。
	人的関係	2026年3月31日時点において、該当事項はありません。 なお、2026年5月7日の臨時株主総会終了時点において、弁護士ドットコム株式会社から当社へ取締役2名が派遣され、当社の経営意思決定に関与する体制となっておりますので、当社と弁護士ドットコム株式会社との間に人的関係が生じております。
	取引関係	現時点で弁護士ドットコム株式会社と当社の間に取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	2026年3月31日時点において、該当事項はありません。 なお、2026年5月7日の臨時株主総会終了時点において、弁護士ドットコム株式会社は当社の主要株主である筆頭株主であり、当社の親会社に該当しております。

(注) 「大株主及び持株比率」は、公開買付者が2025年11月12日に提出した半期報告書（第21期中）の「大株主の状況」を基に記載しております。

ミカタ少額短期保険株式会社

<https://mikata-ins.co.jp/>